

山口県報

平成21年
6月30日
(火曜日)

目次

規則
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………一

告示
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(港湾課)……………一
県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(会計課)……………四
公告
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)……………九
一般競争入札の実施(二件)(物品管理課)……………九
公安委公告
一般競争入札の実施……………二
漁調委告示
漁業法第六十七条第一項の規定による指示(二件)……………四

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十四号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(歳入の徴収又は収納の事務の委託)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 知事は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合している者に県税の収納の事務を委託することができる。

一 普通地方公共団体の公金又は電気、ガス、水道水その他これらに類するものの料金の収納の事務を受託した実績を有していること。

二 収納の事務を適切かつ確実に遂行することができるものと認められる事業の規模を有し、かつ、経営の状況が健全であること。

三 収納した県税を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納状況を正確に記録し、及び知事に対し必要な報告を行うことができる技術的な基礎を有していること。

第四十二条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定による事務の委託の場合は、交付しないことができる。

第四十三条中「第四十一条」の下に「又は第四十一条の二」を加える。

第二百四十七条に次の一項を加える。

2 会計管理者は、出納検査員をして、第四十一条の二の規定により私人に委託した県税の収納の事務について検査を行わせなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第二百八十一号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十二年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

山口県知事 二井 関成

七の二 山口県山南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸に関する部分を次のように改める。

七の二

(一) 海岸の名称
山口県山口市沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸

- (二) 指定区域
- 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、一の各点を順次結んだ線及び基点二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、補助点二〇の一、一〇の一、一〇〇の一、九九の一、九五の一、九一の一、九〇の一、八八の一、八二の一、八二の一、一一の一、八の一、六の一、三の一、二の一、三七の一、三六の一、三四の一、三三の一、三二の一、三〇の一、二九の一、基点二九の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点
- 一 下関市長府扇町一番五の標柱の位置(北緯三四度一分三五秒東経一三一度〇四分四五秒)
- 二 基点一から一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点
- 三 基点二から一五度〇九分五三秒五二〇・九八メートルの地点
- 四 基点三から一八度〇九分二秒一〇〇・六九メートルの地点
- 五 基点四から三〇度四三分〇三秒一三・一六メートルの地点
- 六 基点五から二一八度二分一三秒一、〇七〇・四〇メートルの地点
- 七 基点六から三〇一度〇八分〇五秒三三五・五七メートルの地点
- 八 基点七から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点
- 九 基点八から三〇一度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点
- 一〇 基点九から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点
- 一一 基点一〇から三〇一度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点

- 一二 基点一から三四度三分一七秒一八六・七〇メートルの地点
- 一三 基点二から二一八度二分〇八秒九八・八三メートルの地点
- 一四 基点三から二九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点
- 一五 基点四から三四度三分〇八秒五一・五二メートルの地点
- 一六 基点一五から三〇八度五五分一三秒一八七・五〇メートルの地点
- 一七 基点一六から二一八度二分〇八秒六九・四七メートルの地点
- 一八 基点一七から三八度四分一三秒二五八・二九メートルの地点
- 一九 基点一八から三五度五五分二一秒三・六二メートルの地点
- 二〇 基点一九から三八度三分〇五秒一七六・八六メートルの地点
- 二一 基点二〇から二一八度三分四七秒六三・七九メートルの地点
- 二二 基点二一から五五度〇〇分四九秒四三・九八メートルの地点
- 二三 基点二二から三五度四分一八秒三三・〇六メートルの地点
- 二四 基点二三から三九度四分三三秒八九・五七メートルの地点
- 二五 基点二四から六九度四分四二秒八〇・〇二メートルの地点
- 二六 基点二五から四一度四分一五秒八〇・八三メートルの地点
- 二七 基点二六から三五度四分四二秒二五一・九八メートルの地点
- 二八 基点二七から四七度二分二五秒二九・四四メートルの地点
- 二九 基点二八から三七度五分三六秒二、七二五・三七メートルの地点
- 点
- 三〇 基点二九から一三五度二分〇〇秒四二九・四五メートルの地点
- 三一 基点三〇から一九五度三分〇〇秒三六八・九八メートルの地点
- 三二 基点三一から二四二度四分一〇秒六八六・八五メートルの地点
- 三三 基点三二から三三一度四分〇〇秒五三・一六メートルの地点
- 三四 基点三三から二七度一分〇〇秒六七〇・四五メートルの地点
- 三五 基点三四から一九度三分〇〇秒四七二・二四メートルの地点
- 三六 基点三五から一九度一分〇〇秒五〇・六二メートルの地点
- 三七 基点三六から一八度二分〇〇秒二〇一・三六メートルの地点
- 三八 基点三七から二六度二分〇〇秒一六・〇一メートルの地点
- 三九 基点三八から三八度五分〇〇秒一八〇・六六メートルの地点
- 四〇 基点三九から二三度一分〇〇秒一六七・三九メートルの地点
- 四一 基点四〇から二五度二分〇〇秒一八九・一三メートルの地点
- 四二 基点四一から二七度二分〇〇秒二二三・四六メートルの地点
- 四三 基点四二から二二度一分〇〇秒一〇七・七七メートルの地点
- 四四 基点四三から二三五度五五分〇〇秒二六・七三メートルの地点

四四 基点四四から二五一度五三分〇〇秒六〇・一九メートルの地点
 四六 基点四五から二四〇度二一分〇〇秒二二・九一メートルの地点
 四七 基点四六から三〇度三〇分〇〇秒二一・五三メートルの地点
 四八 基点四七から二〇度三三分〇〇秒三〇・九三メートルの地点
 四九 基点四八から二六度一八分〇〇秒一七・五二メートルの地点
 五〇 基点四九から二八度四〇分〇〇秒一八二・九〇メートルの地点
 五一 基点五〇から三三度四六分〇〇秒七・〇七メートルの地点
 五二 基点五一から二八度一九分〇〇秒二二四・六一メートルの地点
 五三 基点五二から一四三度五三分〇〇秒四・三三メートルの地点
 五四 基点五三から二九度三四分〇〇秒一三・一〇メートルの地点
 五五 基点五四から二〇三度五一分〇〇秒八一・一三メートルの地点
 五六 基点五五から二八度二七分〇〇秒七六・六八メートルの地点
 五七 基点五六から二七度二四分〇〇秒三〇・八六メートルの地点
 五八 基点五七から二七度四四分〇〇秒七九・五四メートルの地点
 五九 基点五八から二〇度三三分〇〇秒三五・〇四メートルの地点
 六〇 基点五九から一五六度一六分〇〇秒一一・八八メートルの地点
 六一 基点六〇から二二度〇六分四一秒一三・八〇メートルの地点
 六二 基点六一から二〇度〇四分二一秒二〇・〇四メートルの地点
 六三 基点六二から二二度二五分〇七秒一一・七・四三メートルの地点
 六四 基点六三から三〇〇度三五分二八秒一六八・五五メートルの地点
 六五 基点六四から二〇一度五四分二一秒一七・七六メートルの地点
 六六 基点六五から二二度〇四分〇〇秒一二六・五六メートルの地点
 六七 基点六六から一七六度二五分〇〇秒三六・三四メートルの地点
 六八 基点六七から二二度四九分〇〇秒一四〇・八三メートルの地点
 六九 基点六八から三二度〇六分〇〇秒二四・七五メートルの地点
 七〇 基点六九から二二度一九分〇〇秒四八・九七メートルの地点
 七一 基点七〇から二〇度五一分〇〇秒三〇五・三〇メートルの地点
 七二 基点七一から二〇度四二分〇〇秒五〇・二五メートルの地点
 七三 基点七二から二二度二一分〇〇秒八二・八八メートルの地点
 七四 基点七三から二九度五七分〇〇秒一九一・七五メートルの地点
 七五 基点七四から二二度〇四分〇〇秒一四四・〇九メートルの地点
 七六 基点七五から二〇度〇一分〇〇秒一四二・二〇メートルの地点
 七七 基点七六から二二度三一分〇〇秒五〇・一一メートルの地点
 七八 基点七七から三〇〇度五一分〇〇秒四一〇・七六メートルの地点

七九 基点七八から二〇九度四九分〇〇秒一〇〇・三六メートルの地点
 八〇 基点七九から二〇度四六分〇〇秒三四四・四九メートルの地点
 八一 基点八〇から二二度三〇分〇〇秒一五〇・七八メートルの地点
 八二 基点八一から二〇度三〇分〇〇秒一七五・六四メートルの地点
 八三 基点八二から二二度一〇分〇〇秒一三四・七六メートルの地点
 八四 基点八三から一八五度四八分〇〇秒一七・〇一メートルの地点
 八五 基点八四から二二度二五分〇〇秒八六・九三メートルの地点
 八六 基点八五から一四〇度〇〇分三三秒一七・三六メートルの地点
 八七 基点八六から二〇度四五分〇〇秒二二八・七九メートルの地点
 八八 基点八七から二二度二四分一六秒九七・九六メートルの地点
 八九 基点八八から二二度五二分五五秒三・四九メートルの地点
 九〇 基点八九から二二度五三分一五秒四七五・二一メートルの地点
 九一 基点九〇から二二度〇九分四九秒四六六・七九メートルの地点
 九二 基点九一から三〇一度一三分一九秒六一・二九メートルの地点
 九三 基点九二から二二度〇五分二〇秒一九九・四六メートルの地点
 九四 基点九三から二九九度五四分一七秒一〇八・三三メートルの地点
 九五 基点九四から二〇一度〇二分〇〇秒二九六・七四メートルの地点
 九六 基点九五から二二度三度五四分〇〇秒一一・二二メートルの地点
 九七 基点九六から二〇二度二六分〇〇秒一〇・二九メートルの地点
 九八 基点九七から一七七度五十六分〇〇秒一〇・六七メートルの地点
 九九 基点九八から二〇一度三〇分〇〇秒五五・〇五メートルの地点
 一〇〇 基点九九から二二度二三分〇〇秒二八三・一三メートルの地点
 一〇一 基点一〇〇から二〇一度〇二分〇〇秒五二九・五〇メートルの地
 点
 一〇二 基点一〇一から二九一度一三分〇〇秒四三三・九一メートルの地
 点
 一〇三 基点一〇二から二八六度四九分〇〇秒一一〇・七五メートルの地
 点
 一〇四 基点一〇三から一八三度五三分〇〇秒二一・一四メートルの地点
 一〇五 基点一〇四から一〇六度五〇分〇〇秒一〇四・一六メートルの地
 点
 一〇六 基点一〇五から一一七度〇八分〇〇秒八六・四五メートルの地点
 一〇七 基点一〇六から二〇二度五八分〇〇秒九八・五二メートルの地点
 一〇八 基点一〇七から一三六度三九分〇〇秒九一・五九メートルの地点

- 一〇九 基点一〇八から二〇五度三四分〇〇秒七・〇〇メートルの地点
- 一一〇 基点一〇九から二三六度一分〇〇秒八二・一六メートルの地点
- 一一一 基点一一〇から一九三度二五分〇〇秒八九・〇七メートルの地点
- 一二二 基点一一一から九八度〇〇分〇〇秒二一・四五メートルの地点
- 一二三 基点一二二から六六度〇九分〇〇秒二〇・八九メートルの地点
- 一二四 基点一二三から九六度三四分〇〇秒五・八三メートルの地点
- 一二五 基点一二四から四一度四三分〇〇秒二六・〇二メートルの地点
- 一二六 基点一二五から一三一度五八分〇〇秒二九・五一メートルの地点
- 一二七 基点一二六から四六度〇三分〇〇秒六五・五四メートルの地点
- 一二八 基点一二七から一七度三五分〇〇秒八五・九二メートルの地点
- 一二九 基点一二八から二〇四度四八分〇〇秒三九・五二メートルの地点
- 一二〇 基点一二九から二〇八度五八分〇〇秒二七・二〇メートルの地点
- 補助点
- 二の一 基点二から四三度三四分三〇秒一〇六・四八メートルの地点
- 三の一 基点三から九六度二六分二秒二二四・三三メートルの地点
- 六の一 基点六から一八〇度四〇分五六秒一九六・三九メートルの地点
- 八の一 基点八から二二八度二四分二九秒一七〇・一八メートルの地点
- 八の二 基点八から二四八度三三分三八秒八二・五二メートルの地点
- 一一の一 基点一一から一八一度二九分一五秒六九・〇三メートルの地点
- 一二九の一 基点一二九から三七度〇一分〇〇秒一三一・八二メートルの地点
- 三三〇の一 基点三三〇から七六度三七分〇〇秒一九六・八九メートルの地点
- 三三一の一 基点三三一から一三五度二九分〇〇秒二〇一・一四メートルの地点
- 三三二の一 基点三三二から一五〇度五二分〇〇秒一九八・九八メートルの地点
- 三四の一 基点三四から一三五度一五分〇〇秒一九九・九〇メートルの地点
- 三六の一 基点三六から一二九度〇九分〇〇秒二〇〇・六一メートルの地点

- 三七の一 基点三七から一四一度四三分〇一秒一五五・二九メートルの地点
 - 八二の一 基点八二から六〇度二四分〇五秒一〇〇・七三メートルの地点
 - 八二の二 基点八二から九九度四三分四〇秒二三九・七六メートルの地点
 - 八八の一 基点八八から四五度一九分五八秒八四・八四メートルの地点
 - 九〇の一 基点九〇から六五度二三分〇七秒一〇三・一三メートルの地点
 - 九一の一 基点九一から一六六度一分三三秒八二・〇七メートルの地点
 - 九五の一 基点九五から七一度三一分三七秒四九・四四メートルの地点
 - 九九の一 基点九九から七一度三七分〇〇秒五三・二五メートルの地点
 - 一〇〇の一 基点一〇〇から六七度五九分〇〇秒五〇・五二メートルの地点
 - 一〇一の一 基点一〇一から一二二度一四分〇〇秒三八・七〇メートルの地点
 - 一二〇の一 基点一二〇から一〇八度二一分〇〇秒四七・五八メートルの地点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

山口県告示第百八十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十一年十月一日から平成二十三年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。))並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十一年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いにあつては契約の種類及び金額に応じ四等級に、業務の委託にあつては契約の金額に応じ三等級(県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級)に区分して格付される資格を有するものとする。

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。ただし、県庁舎等の清掃業務の委託の契約に係る競争入札参加資格の格付は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者(以下「建築物清掃業者」という。)についてのみ行うものとする。

1 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)の属する営業年度の直前の営業年度(決算が申請日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している直前の営業年度)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額(法人にあつては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金の額とする。)

2 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

3 物品等の製造を主たる業とする者にあつては、直前決算における機械装置、車両運搬具、工具及び器具の残存価格

4 申請日の前日における営業(建築物清掃業者にあつては、清掃業務)に従事する職員の数

5 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者(以下「県内業者」という。)(又は建築物清掃業者にあつては、申請日の直前の六月一日における障害者の雇用の状況

6 申請日の前日までの営業年数(建築物清掃業者にあつては、清掃業務に係るものに限る。)

7 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売上高(建築物清掃業者にあつては、直前決算の日以前二年の各営業年度における清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額)

8 建築物清掃業者にあつては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間

9 県内業者にあつては、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)(の策定及び届出の有無

10 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

11 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関(平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(持続性センター)の認証及び登録の有無

競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から平成二十三年九月三十日までの間とする。

資格審査の申請の時期及び方法
(一) 申請の時期は、平成二十一年七月二十一日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。)(を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書(外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)、個人にあつては誓約書(別記第二号様式)

2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては資産負債調査及び損益計算書

4 営業所の所在状況を記載した書類

5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを受けていることを証する書類(建築物清掃業者にあつては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し)

6 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

7 一の(二)の10に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し

8 一の(二)の11に定める環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登

録を証する書面の写し

9 1から8までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書及び(三)の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならぬ。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成十八年財務省告示第四百八十二号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならぬ。

(五) 電子情報処理組織による申請

資格審査の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条の規定の例により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

四 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第三号様式)に二の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 住所

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地

(五) 代理人

別記
第1号様式

(表)

新規・継続	受付番号		登録番号	
-------	------	--	------	--

受付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名 (印)
(電話番号 局番)
(ファクシミリ 局番)

年 月 日から 年 月 日までの間において山口県が発注する製造の請負
物品等の買入れ、借入れ及び
業務の委託

る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

① 山口県との取引を希望する営業種目及び営業比率	(1) 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い												
	希望順位	大分類		小分類1		小分類2		小分類3		小分類4		小分類5	
		番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
	第4希望												
	第5希望												
	(2) 業務の委託 (清掃業務の委託を除く。)												
	希望順位	大分類		小分類1		小分類2		小分類3		小分類4		小分類5	
		番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
	第4希望												
第5希望													
(3) 清掃業務の委託													
	営業種目			営業比率	営業種目			営業比率					
	清掃業務			%				%					
					計				100				

(裏)

		資格区分				
② 自己資本額						千円
③ 流動比率	$\frac{\text{流動資産 (千円)}}{\text{流動負債 (千円)}} \times 100 = \quad \%$					
④ 機械装置等の残存価格	区 分	取 得 価 格 (A)	減 価 償 却 額 (B)	残 存 価 格 (A)-(B)		
	機 械 装 置	千円	千円	千円		
	車 両 運 搬 具					
	工 具 ・ 器 具					
	計					
⑤ 職員数	職 員 数	左記のうち、清掃業務従事職員数	清掃業務に係る資格、免許等を有する職員	資 格、免 許 等 の 名 称	人 数	
	人	人			人	
⑥ 障害者の雇用状況	雇用状況の報告義務の有無	有 ・ 無	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	人 数	人 数	
				人	人	
⑦ 営業年数	営業開始年月	休 業 期 間	現組織への変更年月	営 業 年 数		
	年 月	年 月 から 年 月 まで	年 月	年 間		
⑧ 清掃業務に係る営業年数	営業開始年月	休 業 期 間	現組織への変更年月	営 業 年 数		
	年 月	年 月 から 年 月 まで	年 月	年 間		
⑨ 直前2年間の年間平均売上高	直 前 2 年 の 売 上 高		直 前 1 年 の 売 上 高	年 間 平 均 売 上 高		
	千円		千円	千円		
⑩ 清掃業務に係る直前2年間の年間平均契約金額	直 前 2 年 の 契 約 金 額		直 前 1 年 の 契 約 金 額	年 間 平 均 契 約 金 額		
	千円		千円	千円		
⑪ 一般事業主行動計画	一般事業主行動計画の策定及び届出の有無		有 ・ 無			
⑫ 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無		有 ・ 無	環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの認証及び登録の有無		
山口県との取引をする支店等	名 称			郵 便 番 号		
	所 在 地			電 話	局 番	
	代表者の氏名			ファクシミリ	局 番	
	名 称			郵 便 番 号		
	所 在 地			電 話	局 番	
	代表者の氏名			ファクシミリ	局 番	
	名 称			郵 便 番 号		
	所 在 地			電 話	局 番	
	代表者の氏名			ファクシミリ	局 番	
	名 称			郵 便 番 号		
所 在 地			電 話	局 番		
代表者の氏名			ファクシミリ	局 番		
参加停止の期間						

- 注 1 印欄は、記入しないこと。
 2 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。
 3 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。
 4 ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者の場合又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
 5 ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
 6 ⑪欄及び⑫欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(二二二) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年六月三十日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

萩市佐々並土地改良区

佐々並地区

かんがい排水

二 縦覧の期間

平成二十一年七月一日から同月二十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年六月三十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品の名称及び数量

ネットワークパソコン 五百八十六台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十一年十二月十八日

(四) 納入場所

山口県地域振興部情報企画課ほか二百二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十一年山口県告示第五十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十一年八月七日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十一年八月十日午後二時）

六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
平成二十一年八月十日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(三) 契約書の作成の要否
要
(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
(五) 契約保証金
免除する。
(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三三九六〇)に問い合わせる。
 - 十一 Summary
(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers

- 586 sets
- (3) Delivery period: December 18, 2009
 - (4) Delivery place: Information Technology Planning Division and 202 other places
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 7, 2009
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., August 10, 2009)
- (二二三) 一般競争入札の実施
- 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
- 平成二十一年六月三十日
- 山口県知事 二井 関成
- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
(一) 物品の名称及び数量
県立学校コンピュータ教室用機器 一式
(二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
(三) 納入期限
平成二十一年十二月二十八日
(四) 納入場所
山口県立柳井高等学校ほか十四箇所
 - 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十一年八月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年八月十一日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十一年八月十一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools

(3) Delivery period: December 28, 2009

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Yanai High School and 14 other places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 10, 2009

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 11, 2009)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

交通信号灯器 六八九台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十一年九月三十日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十一年山口県告示第五十七号）に基づき資格

審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十一年八月七日午後三時（入札書を持参する場合は、平成二十一年八月十日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十一年八月十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一〇内線五一六三)に問い合わせる。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 689
 - (3) Delivery period: September 30, 2009
 - (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
 - (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. August 7, 2009 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M. August 10, 2009)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

- (一) 物品の名称及び数量
電子申請用ネットワークシステム 一式
- (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日までの間
- (四) 使用場所

二 山口県警察本部警務部情報管理課ほか五十一箇所
入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

平成二十一年八月七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年八月十日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

- (二) 日時
平成二十一年八月十日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 (一) 入札参加資格のない者がした入札
 (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一〇内線二四二二)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of computer network systems for electronic applications
- (3) Use term: From October 1, 2009 to September 30, 2014
- (4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 51 places

- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 7, 2009 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 10, 2009)



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十一年六月三十日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 田中 傳

一 指示の内容

- (一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろまきえつり等」という。)は、禁止する。
- A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)
- B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)
- C 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)
- D 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三度一四分〇〇秒の点)
- (二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行つことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点 b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点 c 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点 d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点 次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点 f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点 g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点 h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点	平成二十一年九月十六日から平成二十二年一月三十一日まで 平成二十一年七月一日から同年九月十五日まで

- (三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえづり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる

期間内に行うまぐるまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間
平成二十一年七月一日から平成二十二年六月三十日まで

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、くるまえび及びがざみの採捕の禁止を次のとおり指示する。

平成二十一年六月三十日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 大西 一 治

一 禁止する区域

(一) 次のA、イ、Dの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A	宇部市大字東岐波丸尾三神社御旅所基石
B	黒崎東端
C	植松川河口右岸防波堤突端
D	月崎南東端

(二) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点イ AとCとを結んだ線とBとDとを結んだ線との交点

点の位置

基点A 宇部市大字西岐波床波漁港東防波堤基部から突端に向かって六〇メ

トルの点に設置した標識

B " " 吉田崎南端

(三) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市亀浦四丁目亀浦東防波堤突端

B " " 大字西岐波黒崎東端

(四) 次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって一七五

メートルの点に設置した標識

B " " 大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端から護岸沿い

に下流へ四五〇メートルの点に設置した標識

C " " 大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部

D " " 大字藤曲小野田線厚東川橋りょう左岸下流側基部

点イ AとBとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから一五〇メートルの点

(五) 次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字郡宮崎南東端

B " " 大字小野田末廣西護岸西端

C " " 大字郡厚狭川橋右岸上流側基部

D " " 大字西高泊厚狭川橋左岸上流側基部

E " " 大字東高泊小野田橋右岸下流側基部

F " " 大字小野田小野田橋左岸下流側基部

点イ Bから二一〇度三〇〇メートルの点

(六) 次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字植生植生干拓護岸南東端から護岸沿いに西へ三五〇

メートルの点に設置した標柱

B " " 大字津布田串埋立地南端

点イ Aから一九二度四〇〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから一、九〇〇メートルの点

二 指示の有効期間

平成二十一年七月一日から平成二十四年六月三十日まで